

# 共通注意事項 必ずご一読ください

## 加入対象者について

下記の〈1〉〈2〉のいずれも満たしている方が加入対象者となります。

〈1〉 **団体傷害保険** 第一生命の役員・内勤職(※1)・営業職(※2)および関連会社の役員・従業員(※3)

**所得サポート保険** 第一生命の内勤職(※1)・営業職(※2)および関連会社の従業員(※3)

以下の場合にご加入いただけません。

(※1)非常勤嘱託

(※2)支社顧問・営業顧問・エグゼクティブカスタマーリレーションズ・チーフカスタマーリレーションズ・カスタマーリレーションズ・コネクトデザイナー・外務嘱託・アシストパートナー・カスタマーズパートナー

(※3)契約社員・非常勤嘱託

〈2〉 **団体傷害保険** 加入年齢が満75歳以下の方(2024年11月1日時点)

2024年11月1日時点で加入者が満76歳になる場合は満期終了となります。

2024年11月1日時点で被保険者が満76歳になる場合は被保険者削除となります。

**所得サポート保険** 加入年齢が満64歳以下の方(2024年11月1日時点)

2024年11月1日時点で満65歳になる場合は満期終了となります。

※旧プラン(P.14)にご加入の方:2024年11月1日時点で満60歳になる場合は満期終了となります。

## 加入限度額について

加入限度額は下表のとおりとなります。

加入限度額	
死亡・後遺障害保険金額	1億5,000万円
入院保険金日額	20,000円
通院保険金日額	13,000円

※他にご加入済みの個人用傷害所得総合保険・家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険・普通傷害保険・交通事故傷害保険・傷害総合保険等を合計した限度額です。

※すでにご加入済みの上記保険契約について、お手続きサイトにてご入力ください。

※15歳未満の方は、死亡・後遺障害保険金額は他の同種の保険契約と合わせて、1,000万円が限度額です。

## 保険料のお支払いについて

〈1〉2025年1月(保険始期日の2か月後)から給与控除開始となります。

※中途加入された場合は中途加入日(補償開始日)の2か月後から給与控除開始となります。

〈2〉給与控除ができなかった場合、以下の通りご案内いたします。

①不能となった場合	不能となった翌月に2か月分の保険料を併徴いたします。 2か月続けて不能となった場合は、給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。
②育休・療休・労災などにより無給となった場合	満期までの保険料一括払込のご案内をご所属宛に送付いたします。 期日までにお払込みが無い場合は、給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。分割払いのお取り扱いはできません。
③営業資格がカスタマーズパートナー・アシストパートナーに変更となった方	資格変更月から2か月遡り自動脱退となります。 継続はできません。
④営業資格が外務嘱託に変更となった方	資格変更月は保険料が給与控除されます。 翌月も継続して外務嘱託の場合はその月から2か月遡り自動脱退となります。 継続はできません。

## 退職について

保険料の給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。

脱退日以降に発生した事故・就業障害については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。

(例)退職により4月から給与天引きができなかった場合:2月1日付自動脱退

下記の方は**ご退職日まで**に取扱代理店:株式会社第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。

お手続きについてご案内いたします。

①継続希望の方 ②退職前2か月間にケガ・就業障害が発生している方

### 【注意事項】

・定年退職後に常勤嘱託として雇用契約を更新される方は給与控除が継続します。

・定年退職後に下記の資格に編入される方は給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。

対象資格:エグゼクティブカスタマーリレーションズ・チーフカスタマーリレーションズ・カスタマーリレーションズ・コネクトデザイナー・非常勤嘱託(非常勤のパートナー社員を含む)

・詳しくは取扱代理店:株式会社第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。

# ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

<b>1</b>	<p><b>保険商品の次の補償内容等がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約</p> <p><input type="checkbox"/> 保険金額</p> <p><input type="checkbox"/> 保険期間</p> <p><input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法</p> <p><input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと</p>						
<b>2</b>	<p><b>ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。</b></p> <p>以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者の「生年月日（または「満年齢」）」、「性別」は正しいですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 重要事項説明に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。</p> <p><b>【補償重複についての注意事項】</b></p> <p>補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。</p> <p><b>【団体傷害保険、弁護のちからにご加入の方のみご確認ください】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。</p> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th style="text-align: center;">職種級別</th><th style="text-align: center;">職業・職種</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">A級</td><td>下記以外</td></tr><tr><td style="text-align: center;">B級</td><td>木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業</td></tr></tbody></table> <p>※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。</p> <p>※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。</p> <p><b>【団体傷害保険の家族型・夫婦型にご加入の方のみご確認ください】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認ください。（重要事項説明をご参照ください。）</p> <p><b>【団体傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約をセットされる方のみご確認ください】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。</p> <p><b>【注意事項】</b>ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。</p> <p><b>【所得サポート保険にご加入の方のみご確認ください】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、重要事項説明に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。</p>	職種級別	職業・職種	A級	下記以外	B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
職種級別	職業・職種						
A級	下記以外						
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業						
<b>3</b>	<p><b>お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・★通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。</p>						

## お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

### ■取扱代理店

#### 株式会社第一ビルディング 保険代理店事業部

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 11階  
TEL 0120-937-337【通話料無料】（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

### ■引受幹事保険会社

#### 損害保険ジャパン株式会社 金融法人第一部 営業第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-3484（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

### ■保険会社との間で問題を解決できない場合

#### 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808【通話料有料】

（受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業））

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

### ■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

（連絡先）事故サポートセンター TEL 0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店：第一ビルディングは引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店：第一ビルディングとご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。